

## 京都市美術館再整備事業記録映像作成業務仕様書

### 1 委託業務名

京都市美術館再整備事業記録映像作成業務

### 2 委託目的

京都市美術館は昭和3年（1928年）に挙行された昭和天皇即位の大礼を記念して開設された。現在の建物は、公立美術館としては創建当時のまま現存する国内最古の建物であり、近代建築として高く評価されている。

一方、開設から80年以上が経過し、建物・設備の老朽化やスペースの不足等の理由から、平成29年度から京都市美術館再整備工事に着手している。

本業務は京都市美術館再整備工事にあたり、再整備工事の過程を詳細に映像で記録するとともに、単なる記録映像にとどまることなく、京都市美術館再整備事業の意義や京都市美術館の魅力を発信することを目的とするものである。

### 3 委託期間

契約の日から平成32年3月31日まで（2箇年の債務負担行為に基づく契約）

### 4 委託業務内容

#### (1) コンテンツ企画業務

京都市美術館再整備事業の意義および京都市美術館の魅力を発信を目的とした全体構成や演出を明確に立案した上で、記録映像のコンテンツを企画すること。なお、完成した記録映像コンテンツについては、記録資料の他、オープニング事業での放映等、京都市美術館のプロモーション映像（写真については、パンフレット等に掲載）としての使用を想定している。

#### (2) 取材及び撮影業務

コンテンツ企画に基づき、以下のア～ウを含む100時間程度の動画撮影（フルハイビジョン）及び写真撮影を行うこと。また、京都市美術館と協議のうえ、2回程度、ドローンを使用した空撮を行うこと。なお、取材先の現地下見や打合せ、取材、撮影等の日程は、京都市美術館と十分に調整し、撮影した映像素材は受託者が保管し、京都市美術館の指示があれば、都度提供すること。

ア 再整備工事の記録(平成31年10月末竣工,平成31年度中リニューアルオープン予定)  
随時の工事現場での撮影および定点撮影

イ 再整備工事に係る工事関係者、美術館関係者等のインタビュー収録（著名人含む）  
※設計関係者、館長については平成29年度に収録済み

ウ 再整備工事に係る資料映像の収録

#### (3) 編集・製作業務

これまでに収録された映像や画像、(2)で撮影した映像等を編集し、(1)で企画した記録映像

コンテンツを製作すること。なお、(2)以外の素材については、京都市美術館から提供するものとする。映像コンテンツは、各撮影素材のダイジェスト版を作成してサーバ上で美術館と共有可能とし、最終的には高画質データで、短編（1～5分間程度）、中編（5から10分間程度）、長編（10分以上）の複数パターンを製作し、それぞれに日本語版と英語版の2種類を製作すること。

## 5 検査及び検収

各年度末に、その年度の成果物を提出すること。（納品形式の詳細は別途協議のうえ決定する。）

### ・平成30年度

平成31年3月31日までに、60時間程度の映像を納品すること。

### ・平成31年度

平成32年3月31日までに、編集後の完成データを納品すること。

※ ただし、平成31年度においては各種事業等で使用する可能性があるため、京都市美術館が指示する時点での編集後の映像及び写真を上記の納品期日に先行して部分納品を求める場合がある。

## 6 委託料の支払い（2箇年の債務負担行為に基づく契約）

### (1) 支払額

各年度における委託料の支払額は、次のとおりとする。

#### ・平成30年度

受託金額の16.67% ※部分払

※ ただし、受託金額の16.67%が1,000,000円（税込み）を超える場合は、1,000,000円（税込み）とする。

#### ・平成31年度

残額 ※完了払

### (2) 部分払

平成30年度の成果物に係る既納部分の対価として、平成30年度の成果物の履行を確認後、平成30年度予算において1回支払う。

### (3) 完了払

完了後に支払う。

## 7 業務の進め方

(1) 受託者は、業務着手に先立ち、京都市美術館と調整のうえ、作業工程表（作業の具体的な日時が分かるもの）を提出し、京都市美術館の承認を得ること。

(2) 業務の実施に当たっては、逐次京都市美術館と協議を行い、その指示により業務を遂行し、業務の結果については速やかに報告を行うこと。

(3) 平成29年度に記録した、以下に係る80時間程度の編集可能データは、京都市美術館から提供する。

ア 再整備工事前の既存建物の内装、外装の記録

イ 平成29年7月から平成30年3月における再整備工事の記録

ウ 設計関係者、館長のインタビュー

エ 再整備工事に係る資料映像

オ 京都市美術館における再整備工事中のイベント映像

- (4) 受託者は、業務遂行に当たり必要な情報を自主的に収集、報告するとともに、専門的な見地から有益な提案（魅力的な記録映像の撮影等）を積極的に行うこと。
- (5) 撮影や編集に必要な機材については全て受託者で用意すること。
- (6) 受託者は、京都市美術館と協議の上、出演者や協力者等の肖像権及び音楽の著作権等に係る調整や事務処理を行い、必要に応じて受託者が謝礼や著作権料等の支払を行うこと。
- (7) その他関係する機関・担当者と十分な調整を行い、円滑に業務を進めること。

## 8 その他

### (1) 権利の帰属

成果物及び成果物を作成する過程で撮影した映像素材等の著作権は、すべて京都市美術館に帰属する。また、成果物についての複製、表示、掲載、展示、頒布、上映、編集等に関する権利も全て京都市美術館に帰属する。

### (2) 秘密の保持

受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た秘密を第三者に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

### (3) その他

この仕様書の定めのない事項であっても、業務遂行上当然必要な事項については、誠意をもって実施すること。また、この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は、速やかに京都市美術館と協議しその指示に従うこと。